

保安管理業務を外部委託している
自家用電気工作物設置者の皆様へ

自家用電気工作物に係る年次点検の着実な実施について

高圧受電等の自家用電気工作物は、経年劣化により、絶縁の低下、保護装置が正常に動作しないなどの不具合が発生するおそれがあり、この場合感電事故や波及事故などの電気事故をひき起こす可能性があります。

これを防止するため、電気事業法では、設置者が保安規程のなかで日頃の点検や定期的な検査について定めるよう規定しており、更に、電気主任技術者が行う保安管理業務を外部に委託契約している事業場については、年次点検の実施を義務づけています。

近年においても、この年次点検を実施しないことにより電気事故をひき起こす事例が見受けられますので、御社（御事業場）におかれましては、電気事故を未然に防止するため、年次点検を着実に実施してください。

令和元年8月1日

九州産業保安監督部 電力安全課

<お問い合わせ先>

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎本館8階

経済産業省 九州産業保安監督部

電力安全課 自家用係

TEL : 092-482-5521 FAX : 092-482-5973

<https://www.safety-kyushu.meti.go.jp>